

活動へのご協力を、お願いいたします

ボランティア活動へ参加

ホームページの **ご意見・お問合せ** に
メッセージをいただくか
直接電話にてお問合せ下さい

■ ボランティア会員：ボランティアで参加

- ・ 無料学習教室で学習サポート（学生ボランティアも歓迎！）
- ・ フリースペースIROHA（不登校の子どもの居場所）で遊んだり、勉強をサポートするボランティア
- ・ みやっこ食堂（こども&おとな食堂）で、調理や配膳のボランティア
※食堂は休止しております(再開は未定)



活動へのご寄付

■ 賛助会員：毎年、年間 3,000 円の会費を払い応援する

■ ご寄付：決まった金額ではなく、 ご自分のしたい金額を寄付する

- ### ■ ご寄付：
- ・ 使っていないモノで寄付する
 - ・ お米や期限の長い食材を寄付する
 - ・ 新鮮な食材を寄付する(火曜日までにご連絡をいただき、金曜の午前中までに納入できる物に限る) ※中止

当法人へのご寄付は
税の控除対象となります
詳しくは2頁～3頁を
ご確認ください！

お申込みはこちら

- 当法人ホームページ **ご寄付・賛助会員の受付** にて
<https://www.miyasapo.net/support/>

- 直接事務所へ

当法人事務所へ、お電話いただき（0798-81-5301）
平日のAM10:00～PM16:00にお越しください

住所：西宮市西田町 6-4 夙川サンらいふ（阪急高架下）

ホームページ



寄付



NPO法人みやっこサポート設立5周年！

みやさぽ通信



V
O
L

⑧

2021年10月1日
<http://www.miyasapo.net>

認定NPO法人 みやっこサポート

662-0034 西宮市西田町 6-4

TEL(0798)81-5301 e-mail : kuma@miyasapo.net

認定NPO法人みやっこサポートになりました！

当法人は今年、設立5周年を迎え、更に4月には、兵庫県から“認定NPO法人”に認定され、設立時からの目標を達成することができました。

このような慶び多い年を迎えることができたこと、そして、新型コロナウイルス感染症による不安が続くなか止まることなく活動を続けてこられたことは、皆さまの温かなご協力と励ましのおかげと、心から感謝しております。

さて、『認定NPO法人』について、少し説明させていただきます。『NPO法人』は、そもそも公益性の高い活動をしている団体ですが、『認定NPO法人』は、その中でも更に公益性が高い活動をしていると所轄庁に認められたNPO法人で、取得するには、「多くの人に支援されている」、「組織運営が適正にされている」などの厳しい基準と現地調査をクリアしなければなりません。このように非常にハードルが高い

条件のため取得は大変難しく、その数は全国に5万以上あるNPO法人の中で約1,200団体、西宮市においては約190団体あるNPO法人の中で6団体しかありません。

しかしこのように、厳しい条件を満たしている団体だからこそ社会的信用は高く、国もこのような公共性の高い活動をサポートするために、その団体に寄付をする個人や団体に対し税の控除等の優遇処置を設けています。

我々は、子ども食堂を始め、子ども弁当、無料学習教室、不登校の子ども達へのサポート、そしてコロナの長期化で生活が困窮しているご家庭への食のサポート『フードパントリー』など、活動のほとんどを無料あるいは低料金で実施しております。それは、「経済的な理由で参加できないという子どもがいてはならない、すべての子ども達を育てるのは、すべての大人の責務だ」というポリシーがあるからです。我々は、より多くの温かなご寄付が集まることで、さらに多くの子ども達のサポートができることを期待し、5年をかけて認定NPO法人を取得いたしました。

これからも、一人でも多くの方が楽しく生きられるように、この認定にふさわしい活動を実践してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

NPO法人みやっこサポート おかげさまで設立5周年！



ありがとうございます。
スタッフ一同

認定NPO法人みやっこサポート 理事長 中島 恵美

活動の報告 期間：2020 (R2) 年1月～12月

☆☆表 彰☆☆

2020年9月28日 兵庫県 あすの兵庫を創る生活運動協議会様より『あしたのまち・くらしづくり活動賞 奨励賞』をいただきました。



新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の計画を大幅に変更せざるを得なくなりましたが、企業とのコラボによる、休校中の子ども達への弁当配布や、服のプレゼント企画などを実施、新たな活動のモデルになりました。

子ども・子育て支援

～子ども達の楽しい♡を創る～

フリースペースIROHA! (毎週水曜日 10:00～17:00)

学校に行き辛い子ども達が、遊んだり、学んだり、仲間と一緒に楽しむ第三の居場所です。

参加 のべ 220 名
共催：労協センター事業団



無料学習教室! (毎週水曜日 17:00～20:00)

勉強をしたい子ども達が集まり、楽しく勉強しています。(7/8～8/26 は休止)

参加：のべ 219 名



みやっこ食堂・みやっこ弁当! (毎週金曜日 17:00～)

皆で一緒に食べる晩ご飯♡世代間交流の場、子ども達の楽しい居場所です。2/28以降休止になり10/2から代わりにお弁当を配布。

食堂 のべ 243 名 弁当 858 食
共催： コープこうべ 労協センター事業団



子ども達にお弁当を届けよう♡プロジェクト!

(4/27～6/12 の平日 35 日間)
休校中、子ども達にお弁当を宅配!

弁当：2,361 個
配達：約 1,000 件
協働：ボランティアの皆さま、コープこうべ フードバンク関西 金田運輸(株)、ダイハツ工業(株)、ボルツ(株)、新明和工業(株)、NPO法人なごみ、ぼこた、フォーチュン(株)



服ワク♡プロジェクト!

(5/28. 29 6/22. 23. 24. 26)

休校中の子ども達に、(株)ワールドが服をプレゼント!

対象：97 人の子ども達
協働：ワールド(株)、ダイハツ工業(株)



交流支援

～地域の仲間・居場所・楽しみづくり～

健康太極拳

(第2・4水曜日 松田淳子先生)
老いも若きも参加できる太極拳。ゆったり楽しく、公園の緑の中で健康づくりをしました!

参加 のべ 117 名



みやサポ RUNNING CLUB

(月1回土曜日 谷口康雄コーチ)
走るのが大好きなメンバーが集まり、ウォーミングアップからニテコ池周辺を皆でランニング! 9月より休止

参加 のべ 15 名



ヨガ教室

(月1～2回月曜日 鈴木靖子先生)
お母さんと赤ちゃんのヨガ教室! 子育て中のお母さんに寄り添う教室です! 2月より休止

参加 のべ 7 名



韓国語でコミュニティ!

(毎週火曜日 山城淑子先生)
アイドル、文化の話題など、多様な話題で楽しく学びました! 6月から zoom で開催! 10月より休止

参加のべ 116 名



手話でコミュニティ!

(月1回月曜日 岡本かおり先生)
どのように手話で表現すればイメージが伝わるか? 楽しく和やかに学びました! 4月より休止

参加 のべ 16 名



囲碁教室!

(毎月2回土曜日 伊原 駿先生)
初心者から経験者まで、小学生も大人も参加して、練習をしました。3月より休止

参加 のべ 15 名



認定NPO法人に寄付をされた個人・法人への税金優遇について

1. 寄付した個人が寄付金控除を受けられます。

寄付金の金額の、最大約 50%が減税になります！

※兵庫県県民税・西宮市市民税の控除対象となります

■ 税額控除方式で寄付金から控除される金額の例

年間 **1 万円** 寄付した場合

国税分	(1万円-2000円) × 40% = 3200円
地方税分	(1万円-2000円) × 最大10% = 800円
合計	確定申告で 最大 4000円 戻ってきます



納める税金が寄付金額の約半分になる！

2. 寄付した法人の損金算入限度額が拡大されます。

法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が通常の約 3 - 5 倍になり一般枠と特別枠の合計額まで損金にできます。

■ 損金算入限度額の試算例・計算式

資本金等がある法人（会社・組合等）

例) 資本金：1000万円 所得金額：500万円 の場合

一般枠	$(1000万円 \times 0.25\% + 500万円 \times 2.5\%) \times 1/4 = 3.75万円$ (資本金等 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4
特別枠	$(1000万円 \times 0.375\% + 500万円 \times 6.25\%) \times 1/2 = 17.5万円$ (資本金等 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2
合計	一般枠と特別枠を合わせて 年間 21.25万円 まで損金算入できます

資本金等がない法人（NPO法人等）

例) 所得金額：500万円 の場合

一般枠	$500万円 \times 1.25\% = 6.25万円$ 所得金額 × 1.25%
特別枠	$500万円 \times 6.25\% = 31.25万円$ 所得金額 × 6.25%
合計	一般枠と特別枠を合わせて 年間 37.5万円 まで損金算入できます



減税 & 社会貢献

SDGsの実践！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 寄付した相続財産が非課税になります。

相続した財産を寄付するとその分は相続税が非課税になります。

相続人や遺贈により財産を取得した方が、認定 NPO 法人に相続財産を寄付すると、その分は相続税の課税対象から外れ、非課税となります。

例) 相続財産が **1 億円** あり、そのうち **2000 万円** を寄付した場合、**相続税の課税対象は寄付金額を差し引いた 8000 万円** になる（相続税の申告期限までに寄付した場合）

自分の納得のいく活動に使って減税！

